

研究開発税制の見直し

背景・目的

国全体の研究開発投資総額の約7割を担う国内の民間企業は、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。しかし、日本の研究開発投資の伸び率は他の主要国に比して低く、今後の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みを構築していく。改正後は、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。

税制措置の内容

研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブ強化のため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、控除率の傾きを見直す改正が行われた。控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置等の時限措置については、適用期限が3年間延長される。加えて、オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義見直しと、博士号取得者や外部研究者等の高度研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲見直しを実施する。

改正案のまとめ

- ① 一般型・中小企業技術基盤強化税制の控除上限及び控除率の見直し
- ② オープンイノベーション型のスタートアップの定義の見直し及び高度研究人材の活用を促す措置の創設
- ③ 試験研究費の範囲の見直し (Pg.13)

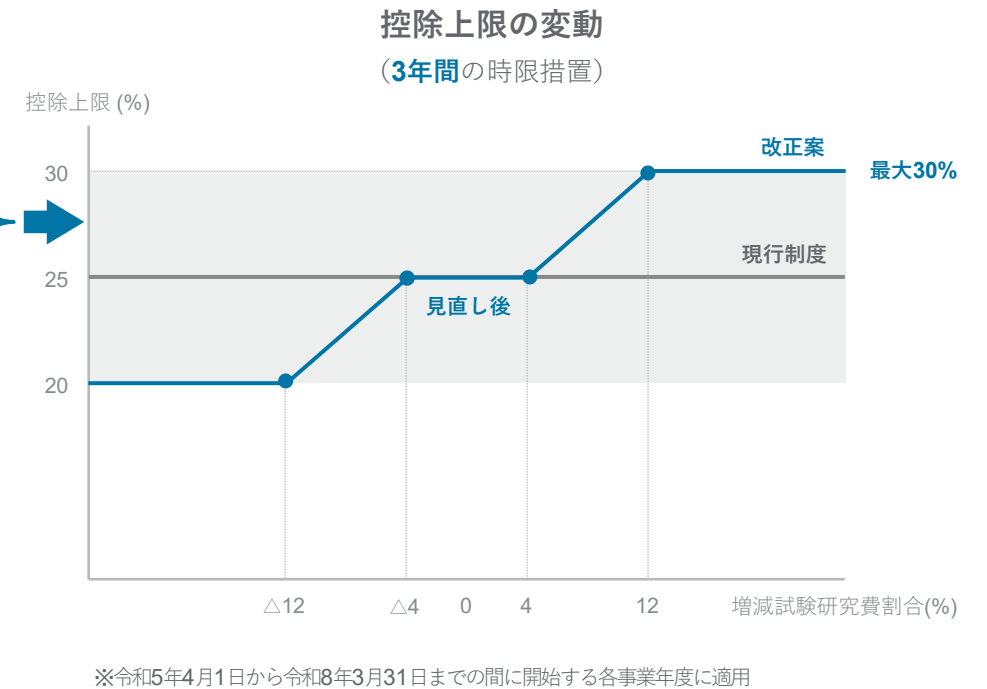
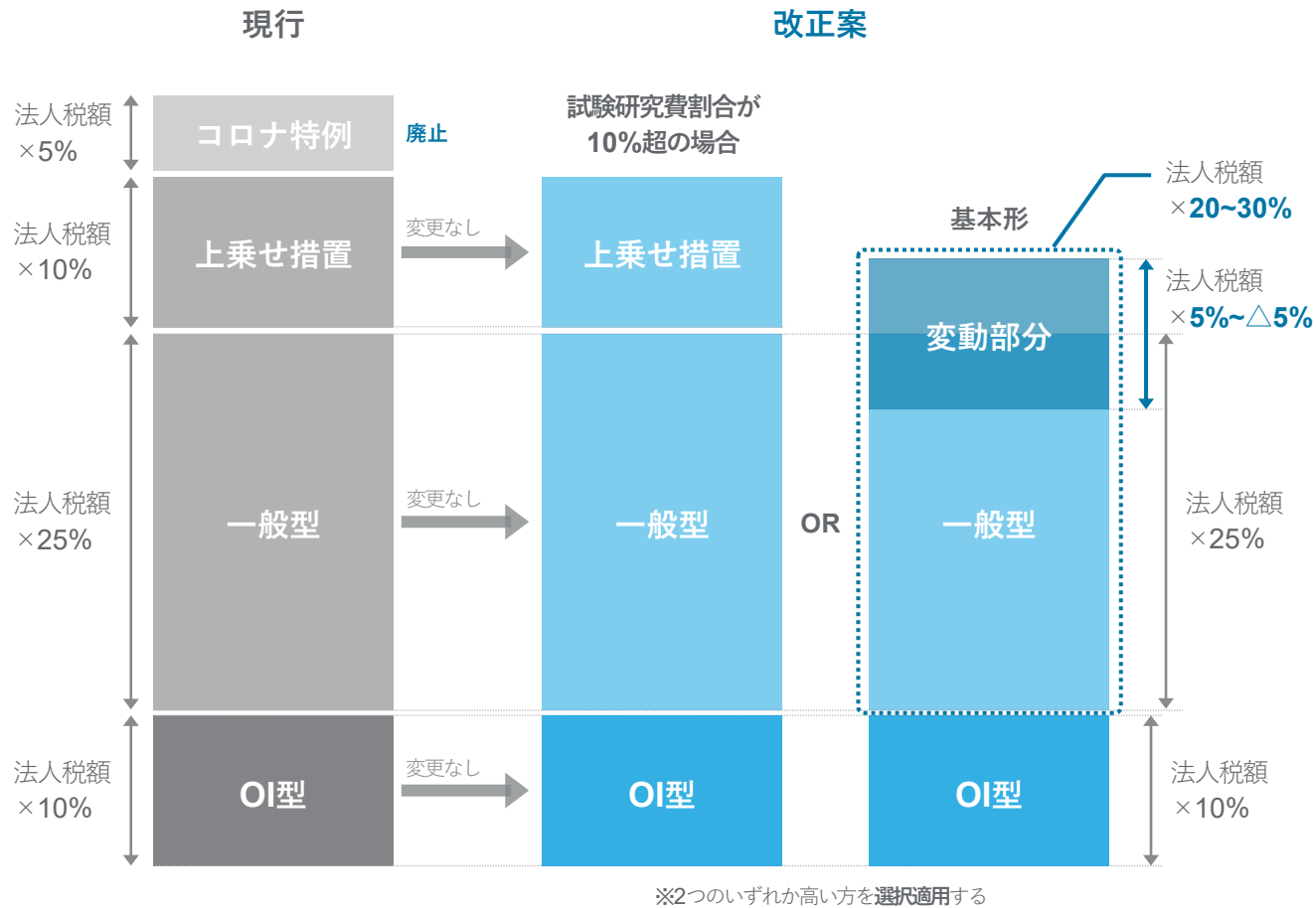
制度	項目	一般型	中小企業技術基盤強化税制	オープンイノベーション型
基本	控除上限額	延長・見直し (Pg.03)	延長 (Pg.07)	延長 (Pg.11)
	控除率	見直し (Pg.05)	見直し・延長 (Pg.09)	見直し (Pg.11)
上乗せ措置① 試験研究費割合10%超	控除上限額	見直し・新設 (Pg.03)	延長 (Pg.07)	—
	控除率	見直し (Pg.05)	延長 (Pg.09)	—
上乗せ措置② コロナ特例	控除上限額	廃止 (Pg.03)	廃止 (Pg.07)	—

控除上限の見直し（一般型：中小企業者等以外）

	現行		改正案	
	内容	控除上限額	内容	控除上限額
一般型（恒久措置）	—	法人税額×25%	—	変更なし
ベンチャー企業の場合	設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業の場合▼ 法人税額×15%	法人税額×15%	変更なし（3年延長）	変更なし
上乗せ措置① （時限措置）	試験研究費割合*が10%超の場合▼ 法人税額×（試験研究費割合－10%）×2	法人税額×10%	変更なし（3年延長）	変更なし
【新設】 控除上限の変動 （3年間の時限措置） ※令和5年4月1日から 令和8年3月31日までの 間に開始する各事業年度 に適用	—	—	試験研究費の割合に応じて、控除税額の金額を増減させる▼ <ul style="list-style-type: none"> 増減試験研究費割合が4%超の場合：加算 法人税額 ×（増減試験研究費割合－4%）×0.625% 増減試験研究費割合が△4%超の場合：減算 法人税額 ×（△増減試験研究費割合－4%）×0.625% ※「加算」の場合は、上乗せ措置①と比較し、いずれか高い方を選択適用する	加算の場合： 法人税額×5% 減算の場合： 法人税額×△5%
上乗せ措置②： コロナ特例 （時限措置）	基準年度売上金額減少割合が2%以上、且つ試験研究費の額が基準年度試験研究費*の額を超える場合▼ 法人税額×5%	法人税額×5%	廃止（令和5年4月1日開始事業年度から）	—
OI型（恒久措置）	—	法人税額×10%	—	変更なし

基準年度試験研究費の額は、2020年2月1日より前に終了した事業年度の試験研究費の額

控除上限の見直し（一般型：中小企業者等以外）

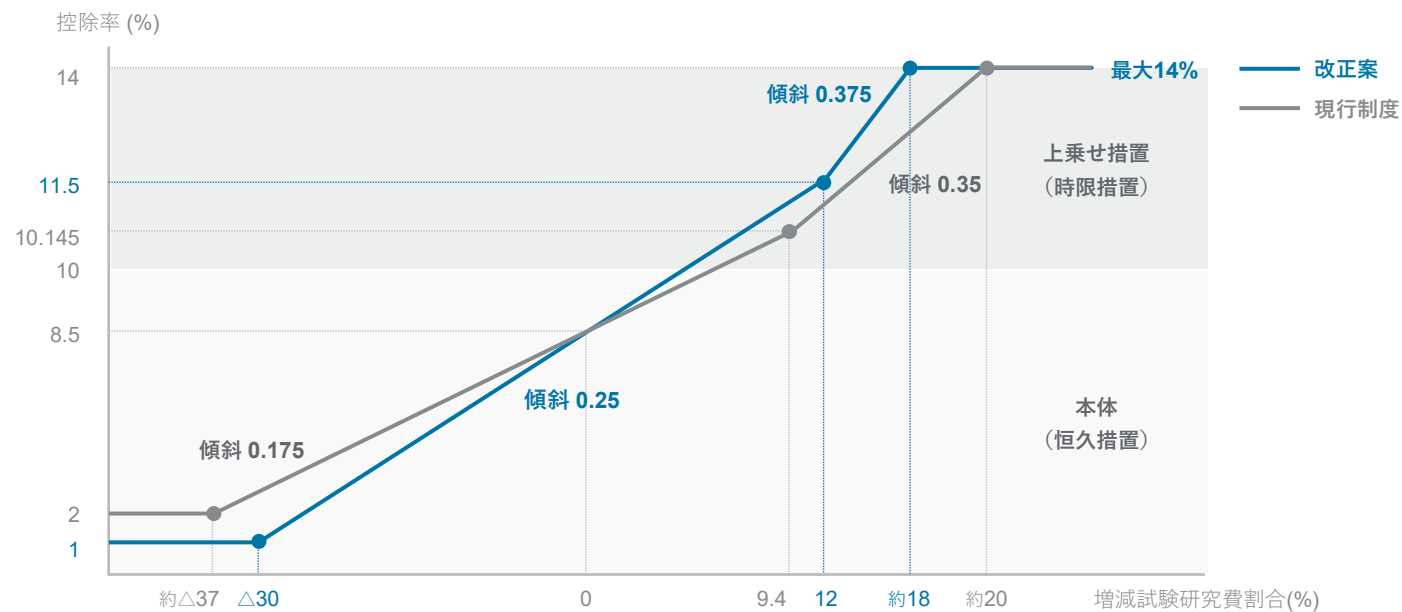


税額控除率の見直し（一般型：中小企業者等以外）

	現行		改正案	
	内容	控除率	内容	控除率
一般型（恒久措置）	増減試験研究費割合 ≤ 9.4%の場合 ▼ 10.145% - (9.4% - 増減試験研究費割合*) × 0.175	下限：2%	増減試験研究費割合 ≤ 12%の場合 ▼ 11.5% - (12% - 増減試験研究費割合*) × 0.25	下限：1%
	増減試験研究費割合 > 9.4%の場合 ▼ 10.145% + (増減試験研究費割合* - 9.4%) × 0.35	上限：10% (14%)	増減試験研究費割合 > 12%の場合 ▼ 11.5% + (増減試験研究費割合* - 12%) × 0.375	変更なし
上乗せ措置① （時限措置）	試験研究費割合*が10%超の場合は、上記の控除率に以下の控除増率を加算する ▼ (試験研究費割合* - 10%) × 0.5	上限：10%	変更なし（3年延長） ※令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度	変更なし
〇I型（恒久措置）	※詳細は、Pg.11		※詳細は、Pg.11	

- 増減試験研究費割合 = (試験研究費 - 比較試験研究費増減試験研究費) ÷ 当該比較試験研究費
- 比較試験研究費 = 前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の平均額
- 試験研究費割合 = 試験研究費 ÷ 平均売上金額
- 平均売上金額 = 当期と過去3年間の売上高の平均

税額控除率の見直し（一般型：中小企業者等以外）



一般型（恒久措置）改正案

増減試験研究費割合 ≤ 12% の場合

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

増減試験研究費割合 > 12% の場合

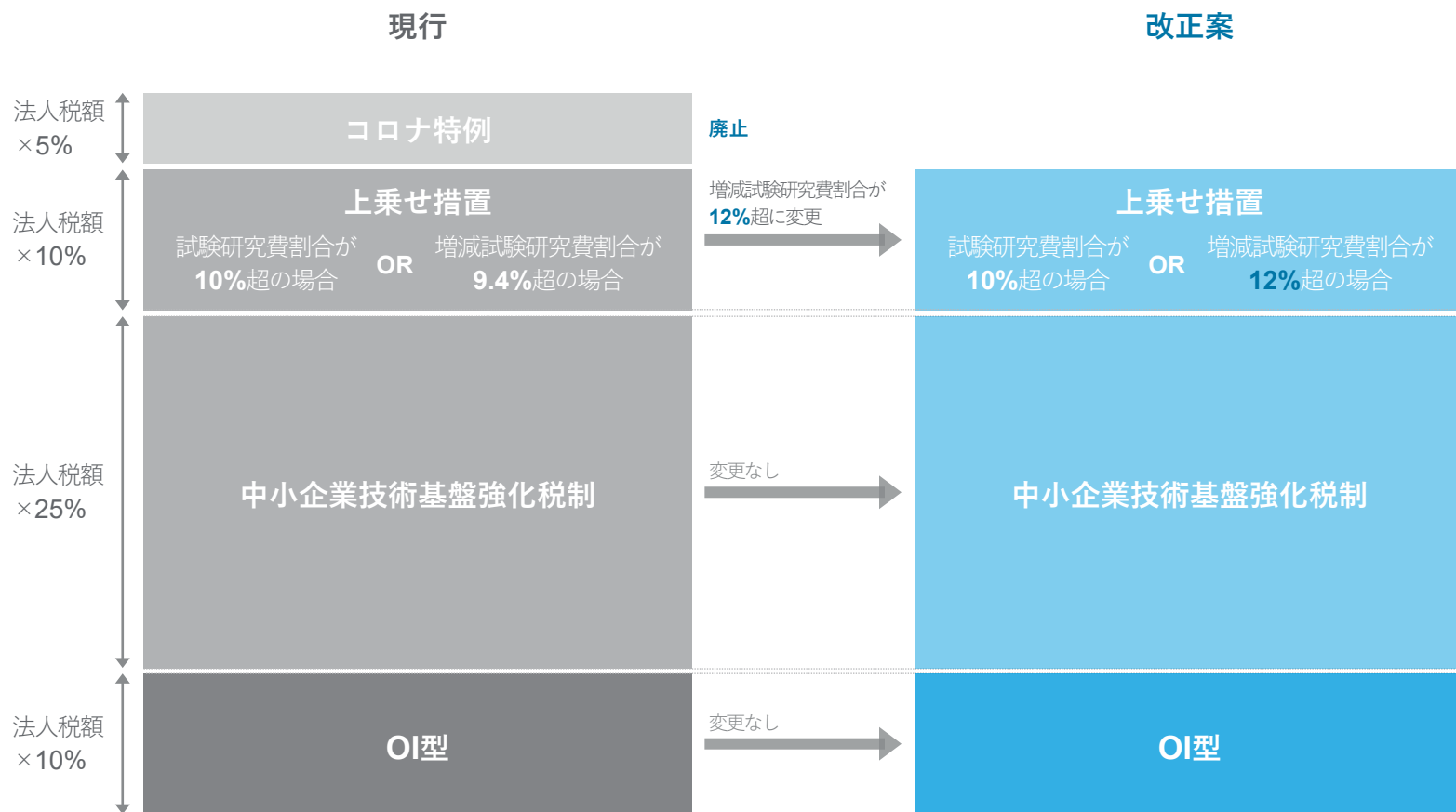
$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

控除上限の見直し（中小企業技術基盤強化税制）

	現行		改正案	
	内容	控除上限額	内容	控除上限額
中小企業技術基盤強化税制（恒久措置）	—	法人税額×25%	—	変更なし
ベンチャー企業の場合	設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業の場合▼ 法人税額×15%	法人税額×15%	変更なし（3年延長）	変更なし
上乘せ措置①（時限措置）	増減試験研究費割合 > 9.4%の場合▼ 法人税額×10%	法人税額×10%	増減試験研究費割合 > 12% の場合▼ 法人税額×10%	変更なし
	試験研究費割合 > 10%超の場合▼ 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2	法人税額×10%	変更なし（3年延長）	
上乘せ措置②：コロナ特例（時限措置）	基準年度比売上金額減少割合が2%以上、且つ試験研究費の額が基準年度試験研究費*の額を超える場合▼ 法人税額×5%	法人税額×5%	廃止 （令和5年4月1日開始事業年度から）	—
OI型（恒久措置）	—	法人税額×10%	—	変更なし

基準年度試験研究費の額は、2020年2月1日より前に終了した事業年度の試験研究費の額

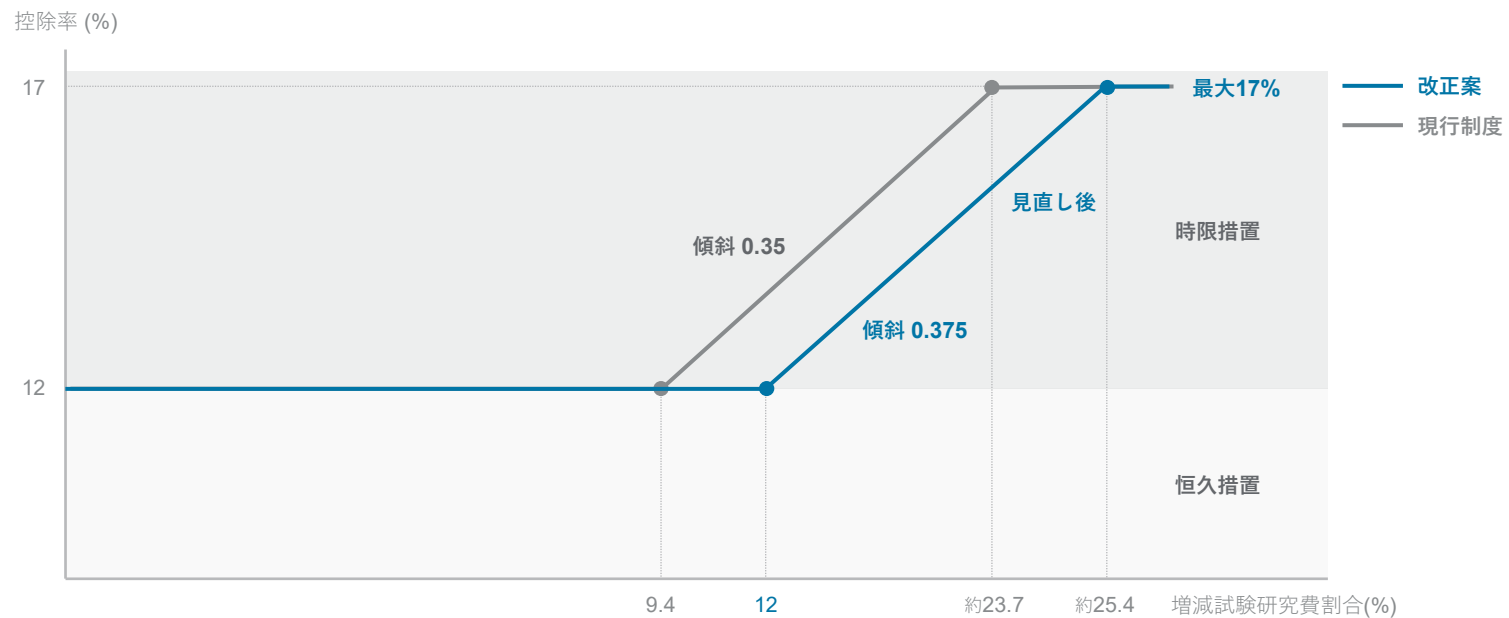
控除上限の見直し（中小企業技術基盤強化税制）



税額控除率の見直し（中小企業技術基盤強化税制）

	現行		改正案	
	内容	控除率	内容	控除率
中小企業技術 基盤強化税制 (恒久措置)	増減試験研究費割合 ≤ 9.4%の場合 ▼ 12%	下限：12%	増減試験研究費割合 ≤ 12% の場合 ▼ 12%	変更なし
	増減試験研究費割合 > 9.4%の場合 ▼ $12\% + (\text{増減試験研究費割合}^* - 9.4\%) \times 0.35$	上限：17%	増減試験研究費割合 > 12% の場合 ▼ $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合}^* - 12\%) \times 0.375$	変更なし
上乗せ措置① (時限措置)	試験研究費割合*が10%超の場合は、上記の控除率に以下の控除 割増率を加算する ▼ $(\text{試験研究費割合}^* - 10\%) \times 0.5$	上限：10%	変更なし（3年延長） ※令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各 事業年度	変更なし
OI型（恒久措置）	※詳細は、Pg.11		※詳細は、Pg.11	

税額控除率の見直し（中小企業技術基盤強化税制）



中小企業技術基盤強化税制（恒久措置）改正案

増減試験研究費割合 $\leq 12\%$ の場合
12%

増減試験研究費割合 $> 12\%$ の場合
 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合}^* - 12\%) \times 0.375$

オープンイノベーション型のスタートアップの定義の見直し 及び高度研究人材の活用を促す措置の創設

オープンイノベーション（OI）型の類型

OI型とは、大学やスタートアップ等と共同研究等を行う場合に、一般型や中小企業技術基盤強化税制よりも高い税額控除率が適用される。（一般型：1～14%、中小企業技術基盤強化税制：12～17%、OI型：20～30%）

対象試験研究費	対象範囲	控除率
共同試験研究 委託試験研究	大学・特別研究機関等 （福島国際研究教育機構）【特別研究機関等の追加】	30%
	スタートアップ企業等 【①対象範囲の拡大】	25%
	民間企業・技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究費		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究 【②試験研究の種類の追加】		20%

① スタートアップ企業等の対象範囲の拡大（適用時期不明）

革新的な新しい製品・サービスを生み出せるよう、国内企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、共同研究等の対象となる研究開発型スタートアップの定義を見直し、より幅広いスタートアップ企業を対象とする。

現行	改正案
認定されたベンチャーファンド等：約200社	認定要件に縛られないファンド等：2,000社超
<定義>	<定義>
1. 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業	1. 設立後15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字であること）
2. 研究開発法人・大学ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの	2. 売上高研究開発費比率（研究開発費の額の売上高の額に対する割合）が10%以上
A) 認定国立大学ファンド又は特別研究開発法人が出資	3. スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合又は研究開発法人の出資先
B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している等	4. 未上場の株式会社、且つ他の会社の子会社ではないもの
	※上記の要件に該当するスタートアップ企業に対して、経済産業省から証明書を交付する

スタートアップ企業の定義見直し及び税額控除率の引上げ（オープンイノベーション型）

② 高度研究人材（新規高度研究業務従事者）の活用に係る税額控除（適用時期不明）

質の高い研究開発を促進し、革新的なイノベーションを生み出す観点から、オープンイノベーション型の類型の1つとして、博士号取得者及び外部研究者（高度研究人材）を雇用した場合に係る税額控除制度を新設する。

次の要件の全てを満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者に対する人件費の額 ▼

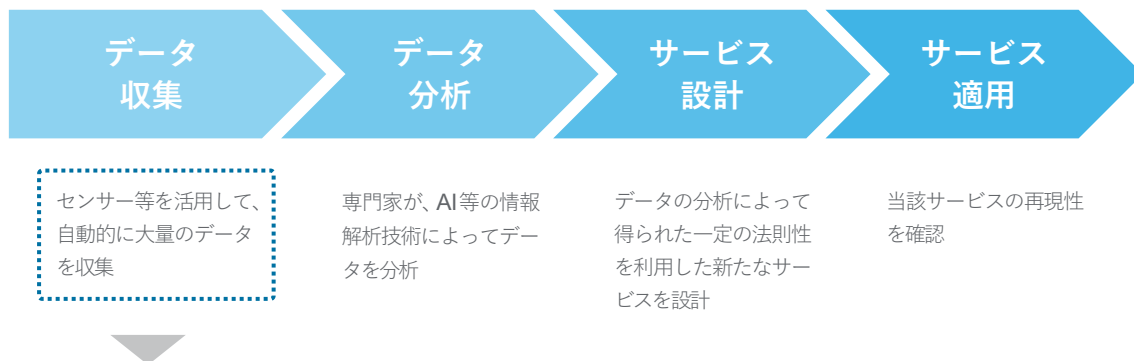
1. 以下のA÷Bが対前年度比で3%以上増加していること
 - A) 以下いずれかの研究者の人件費（工業化研究を除く）
 - i. 博士号を授与された者で、その授与された日から5年を経過していない者
 - ii. 他の事業者で10年以上研究業務に従事していた者で、雇用から5年を経過していない者
 - B) 試験研究を行う者の人件費
2. 研究内容が社内外に広く公募されたものであること等

試験研究費の範囲の見直し

新たなサービスの開発を促すため、既存データを活用する場合についても一定の要件のもとで税制の対象に追加する。
また、デザインの設計・施策においては、税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、考案されたデザインに基づく設計・試作のうち、性能向上を目的としないものは税制の対象外とするよう見直す。適用時期は不明。

サービス開発

新たなサービス開発（対価を得て提供する新たな役務の開発）のためには、以下の所定の全てのプロセスを行う場合が対象となる。



- 現行：ビックデータを新たに収集すること等が要件
- 改正案：既存のビックデータを活用して行う場合も研究開発税制の対象に追加

デザインの設計・試作

考案されたデザインに基づく設計・試作は、性能向上を目的としていなくても試験研究に該当していたが、改正後は研究開発税制の対象から除外する。

	現行	改正案
性能向上を目的としない開発業務		
デザインの考察	× (対象外)	× (対象外)
考案されたデザインに基づく設計・試作	○ (対象)	× (対象外)